

第四十三号議案

木全育英事業基金条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十二年十一月二十五日

提出者 江戸川区長 多田正見

木全育英事業基金条例の一部を改正する条例

木全育英事業基金条例（昭和五十三年三月江戸川区条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

木全・手嶋育英事業基金条例

第一条中「から寄贈された二千万円をもととして、木全育英事業基金」を「及び手嶋の堀江氏からの寄附金を基に、木全・手嶋育英事業基金」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

手嶋の堀江氏からの寄附に伴い、基金の名称を変更するほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。